

朝霞市本庁舎
照明LED化ESCO事業
公募型プロポーザル
提案募集要項

令和4年1月

朝霞市

朝霞市本庁舎照明LED化ESCO事業 提案募集要項

本事業は、朝霞市（以下「本市」という。）の本庁舎における省エネルギー化を推進し、電力使用量を削減するとともに、二酸化炭素排出量削減による脱炭素社会の実現に貢献するため、既設照明器具のうちLED化未実施のものについてLED化を行うものである。

本事業は、最も経済的かつ効果的に実施するために、民間事業者のノウハウと資金力等を活かし、契約期間を10年間とするESCO事業（シェアード・セイビングス（民間資金活用型））として実施するものである。

LED照明器具等の調達、調査・設計、工事・施工、事業計画策定、維持管理等を提供する事業者から企画提案を募り、本市にとって最も優れている事業候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式によりESCO事業提案を募集する。

プロポーザル審査の結果、本市にとって最も効果的な提案を行った事業提案者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

なお、省エネルギー効果の計測・検証については、電力使用量の実測は行わず、机上計算により実施する。

1. 事業目的

本事業では、既設照明器具のうちLED化未実施のものについてLED化を行い、契約期間を10年間とするシェアード・セイビングス（民間資金活用型）方式を活用することにより、初期導入費用を平準化し、財政負担の軽減を図ることを目的とする。さらに、照明利用空間の快適性や安全性等を考慮したLED照明器具等の効率的な整備と維持管理、省エネルギー推進等によって、脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

朝霞市本庁舎照明LED化ESCO事業

(2) 契約方式

シェアード・セイビングス（民間資金活用型）契約

(3) エネルギー及び電気料金の削減量

本市が予備調査において把握した本庁舎の令和元年（2019年）度の電力使用量、施設稼働日数、一日あたりの平均点灯時間を基に、本庁舎の全使用電力量1,162MWhに対して、10%以上のエネルギー削減、並びに本庁舎全体の電気使用料金24,219千円に対して、10%以上の電気料金の削減を行うこと。

(4) 事業内容

本事業における事業内容は、以下の項目とする。LED照明器具等の仕様、工事・

施工や維持管理等の仕様については、「朝霞市本庁舎照明LED化ESCO事業に係る特記仕様書」によるものとする。

- (ア) 事業者は、基本協定締結後、現地調査及び詳細設計を実施する。
- (イ) 事業者は、現地調査及び詳細設計に基づき、両者協議の上、施工内容と施工数量を確定させ、施工計画書を提出する。
- (ウ) 事業者は、施工計画書提出後、既設照明器具等のLED化に係る工事・施工、施工監理、初期設定等を実施する。また、施工にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続き事務等を実施する。
- (エ) 施工計画書に記載の工事が完了した後に、契約を締結する。
- (オ) 事業者は、LED照明器具等の維持管理業務を実施する。また、維持管理にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続き業務等を、本市と協議の上、実施する。
- (カ) 事業者は、撤去した既設照明器具・資材等を適切に運搬・廃棄する。
- (キ) 事業者は、本市が指定する算出方法に基づき、既設照明器具等のLED化によるエネルギー削減予定量を算出すること。算出方法は、使用する照明器具の仕様（消費電力）、年間稼働日数及び一日あたりの平均点灯時間に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて実施する。
- (ク) 事業者は、契約期間終了後、契約対象となるLED照明器具等を本市に所有権を移転し、無償譲渡するものとする。

(5) 応募時ベースラインの設定

応募者は、本市から提供する光熱費（ア）及び維持管理費（イ）の合計金額を「応募時ベースライン」とする。

「応募時ベースライン」＝「光熱費（ア）」＋「維持管理費（イ）」

(ア) 「光熱費」

応募時ベースラインのうち、光熱費は、本市が指定するLED化前の各既設照明器具の仕様（消費電力）、年間稼働日数、一日あたりの平均点灯時間および電気料金単価を乗じた金額の合計金額とする。なお、電気料金単価は、本市の平成29年から平成31年（令和元年）までの過去3か年の実績平均20円/kWhを採用する。

(イ) 「維持管理費」

応募時ベースラインのうち、維持管理費は、本市の平成29年から平成31年（令和元年）までの過去3か年の実績平均195万円を採用する。

(6) 事業費に含む事項

事業者が負担する以下に要する費用の総額を事業費とする。

- (ア) 現地調査費、詳細設計費
- (イ) 使用するLED照明器具等の調達費
- (ウ) 工事・施工費
- (エ) 施工監理費

- (オ) 施工にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続き事務費
 - (カ) 金利
 - (キ) 撤去した既設照明器具等の運搬・廃棄費
 - (ク) LED照明器具等の維持管理費
 - (ケ) 維持管理にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続き事務費
 - (コ) ESCO事業や省エネルギー推進に係る助言業務等の業務費
 - (サ) その他本事業の実施に伴う経費
 - (シ) 事業者の利益
- (7) 予定価格（提案上限額）
事業費総額 60,000,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）
- (8) 履行場所
埼玉県朝霞市本町1-1-1
- (9) 事務局
- (ア) 担当：朝霞市総務部財産管理課財産管理係（朝霞市役所本館3階30番窓口）
 - (イ) 住所：埼玉県朝霞市本町1-1-1
 - (ウ) 電話：048-463-0203（直通）
 - (エ) E-mail：zaisan_kanri@city.asaka.lg.jp

3. 応募条件

- (1) 応募者
- (ア) 提案書を提出しようとする者（以下、「応募者」という。）は、本事業を行う能力を有する単独事業者又は複数の事業者の共同（以下「グループ」という。）とする。
 - (イ) グループで応募する場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
 - (ウ) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続、契約等にかかる諸手続を行うものとする。
 - (エ) 応募者は、一つの提案しか行うことができない（1応募者複数提案の禁止）。
 - (オ) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない（複数の応募者の構成員となることの禁止）。
 - (カ) 原則として、構成員の途中変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
 - (キ) 構成員のうち少なくとも1事業者は、本市に本店又は支店を有する中小企業（以下「市内中小企業」という。）であること。また、単独事業者で応募する場合、その事業者は市内中小企業であること。
- ※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。

(2) 応募者の役割

(ア) 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。①及び②は必須とし、③は任意とする。なお、代表企業及び構成員は、複数の役割を担うことができるものとする。

- ① 事業役割：グループの代表者として本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業全体を統括し事業遂行の責を負う。グループの場合は、構成員から1者を代表者とする。
- ② 施工役割：工事・施工等に関する業務を全て実施する。
- ③ その他役割：上記①②以外の調査・設計役割、機器供給・調達役割、金融役割、維持管理役割、E S C O助言役割、等に関する業務を実施する。

(3) 応募者の資格

事業役割と施工役割は、本市の「令和3・4年度入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）」に登録されている者であり、次の（ア）（イ）に掲げる資格を有すると認められた者であること。

(ア) 事業役割

- ① 契約期間が10年以上の賃貸借事業又はE S C O事業等により、地方公共団体の本件に類似する公共施設・学校施設・屋外施設（トンネル・道路・街路）等の照明灯の一斉L E D化事業を契約締結した実績があり、かつ1件あたり2,000灯以上の一斉L E D化事業の実績を有している者
- ② 各種対策によりエネルギー削減量とコスト削減効果を提案できる者

(イ) 施工役割

以下①から③のすべてを満たす者

- ① 朝霞市内に本店または支店を有する者
- ② 建設業許可区分において、「特定建設業許可」を受けている者
- ③ 本市入札参加資格者名簿の電気工事業における格付が「B級以上」である者

(4) 応募者の制限

次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年朝霞市要綱第101号）に基づく入札参加除外を受けている者
- (ウ) 朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年朝霞市要綱第102号）に基づく指名停止措置を受けている期間がある者
- (エ) 参加資格確認後から提案書提出日までの間に、建設業法（昭和24年法律第100号）

- 第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者
 (オ)参加表明書等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかった者
 (カ)国税及び地方税を完納していない者

4. 事業スケジュール（予定）

本事業に関するスケジュールは、以下の通りとする。

	事項	日程
1	募集要項の配布	令和 4 年 1 月 7 日（金）～
2	募集要項に関する質問受付	令和 4 年 1 月 7 日（金）～1 月 14 日（金）
3	募集要項に関する質問への回答	令和 4 年 1 月 19 日（水）
4	参加表明書・資格確認書類の受付	令和 4 年 1 月 20 日（木）～1 月 25 日（火）
5	参加資格確認結果通知・提案要請書の送付	令和 4 年 1 月 31 日（月）
6	提案書の受付	令和 4 年 2 月 1 日（火）～7 日（月）
7	プレゼンテーション、選考	令和 4 年 2 月 14 日（月）
8	優先交渉権者の決定	令和 4 年 2 月下旬
9	基本協定締結	令和 4 年 3 月下旬
1 0	現地調査・計画整合 （施工内容・施工数量等の詳細協議含む）	令和 4 年 3 月下旬～令和 4 年 6 月上旬
1 1	工事・施工 （詳細協議含む）	令和 4 年 6 月下旬～令和 5 年 3 月上旬 ※工事は、土曜・日曜・祝日及び開庁日の 18 時以降を原則とする。
1 2	契約締結	令和 5 年 3 月下旬
1 3	E S C O サービス開始	令和 5 年 4 月 1 日

5. 書類の配布

本事業に係る書類の配布は、以下の通りとする。

(ア)配布日時

公告の日から令和 4 年 1 月 1 4 日（金）まで

(イ)配布場所

事務局（朝霞市総務部財産管理課財産管理係）

(ウ)配布書類

朝霞市本庁舎照明 L E D 化 E S C O 事業に係る募集要項、特記仕様書、プロポーザル審査要領並びに提出書類様式は、本市のホームページに公表する。

なお、庁舎・敷地内の「施設概要」や現状器具の仕様・台数等を示す「照明器具概

要」は、個別に配布する。

6. 募集要項に関する質問書の提出及び回答

募集要項等に関して、質問がある場合、以下のとおり質問を受け付ける。

(ア) 提出方法

質問書（様式第 11 号）を用い、郵送若しくは電子メールにより、事務局あてに送付するものとし、本件の趣旨からかけ離れた質問、電話又は来訪による口頭での質疑、並びに期限を過ぎた質問は受け付けられないものとする。

また、質問の内容によって、事業者の選定等に関する公平性を保てない場合には、回答しないものとする。

(イ) 受付期間

令和 4 年 1 月 7 日（金）から 1 月 14 日（金）まで

(ウ) 回答

令和 4 年 1 月 19 日（水）に、本市ホームページにて公表する。

7. 本事業への参加について

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 1 部提出すること。なお、提出方法は事務局への持参に限る。

(1) 提出書類

項目	様式	備考
参加表明書	様式第 1 号	1
グループ構成表	様式第 2 号	2
印鑑証明書	なし	2
商業登記簿謄本	なし	4
納税証明書	なし	4
財務諸表	なし	4
会社概要（パンフレット等による代用可）	なし	3
建設業許可証明書	なし	5
リースまたは ESCO 事業等の照明 LED 化事業実施実績一覧表	様式第 3 号	1
リースまたは ESCO 事業等の照明 LED 化事業の契約書	なし	1

(注)

1. 備考欄が「1」の書類は、代表企業が提出する。
2. 備考欄が「2」の書類は、代表企業及び構成員が記名、押印し、印鑑証明書を添付する。
3. 備考欄が「3」の書類は、代表企業及び全構成員が提出する。

4. 備考欄が「4」の書類は、朝霞市競争入札参加資格を有していない構成員が提出する。
5. 備考欄が「5」の書類は、施工役割を担う構成員が提出する。

(2) 提出期間

令和4年1月20日（木）から令和4年1月25日（火）午後5時15分まで
※正午から午後1時の間を除く。

(3) 提出先

事務局（朝霞市総務部財産管理課財産管理係）

(4) 作成要領

(ア)参加表明書（様式第1号）

グループで参加する場合には、代表者が提出すること。

(イ)グループ構成表（様式第2号）

グループで参加する場合のみ提出すること。応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(ウ)印鑑証明書

グループで参加する場合は、すべての構成員が提出すること。所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものであること。

(エ)商業登記簿謄本

グループで参加する場合は、すべての構成員が提出すること（朝霞市競争入札参加資格を有する構成員は除く）。現に効力を有する部分の謄本で参加表明書提出日前3か月以内に発行されたものであること（写しでも可）。

(オ)納税証明書

グループで参加する場合は、すべての構成員が、納税証明書（法人税、消費税、法人事業税については未納の税額がないことの証明書、法人市民税については滞納がないことの証明書）を提出すること（朝霞市競争入札参加資格を有する構成員は除く）。事業所が複数個所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。参加表明書提出日前3か月以内に発行されたものであること（写しでも可）。

(カ)財務諸表

グループで参加する場合は、すべての構成員が提出すること（朝霞市競争入札参加資格を有する構成員は除く）。最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたものであること（写しでも可）。

(キ)会社概要

グループで参加する場合は、すべての構成員が提出すること。企業設立年から現在までの沿革及び主要な経歴等（設立年、代表者役職名及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数及び有資格者数、等）を網羅したもの。なお、上記内容を含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

(ク)建設業許可証明書

グループで参加する場合は、工事・施工役割の構成員が提出すること。建設業法第3条1項に規定する建設業の許可証明書を提出すること（写しでも可）。

(ケ)リースまたはESCO事業等の照明LED化事業実施実績一覧表（様式第3号）

グループで参加する場合には、代表者が提出すること。代表企業によるリースまたはESCO事業等の照明LED化事業のうち、1件あたり2,000台以上のLED化事業の実施実績を記載する。

(コ)リースまたはESCO事業等の照明LED化事業の契約書

グループで参加する場合には、代表者が提出すること。上記（ケ）に記載された契約を証明できるもの（写しでも可）。

8. 参加資格確認及び結果の通知

参加資格確認の結果は、令和4年1月31日（月）までに、本市から応募者（代表者）宛に電子メールで通知し、後日文書を送付する。

資格が確認された場合は、併せて提案要請書を送付する。

9. 参加の辞退

提案要請書を交付された応募者が、提案書提出以降の参加を辞退する場合は、令和4年2月4日（金）までに、参加辞退届（様式第12号）を事務局に持参又は郵送により提出すること。

10. 提案書の提出

本市より提案要請書を交付された応募者は、以下により提案書を作成し、事務局へ持参

若しくは郵送（配達証明付書留郵便に限る）で提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内の必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

(1) 提出書類

名称	様式
提案書提出届	様式第4号
提案総括表	様式第5号の1～3
事業計画書	様式第6号の1～3
使用機器提案書	様式第7号
工事・施工の適切性に関する提案書	様式第8号
維持管理等に関する提案書	様式第9号
地域経済への配慮に関する提案書	様式第10号

(2) 提出期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月7日（月）午後5時15分まで
 ※正午から午後1時の間を除く。

(3) 提出先

事務局（朝霞市総務部財産管理課財産管理係）

(4) 提案書作成要領

(ア)提案書提出届（様式第4号）

提出書類の構成を示すこと。

(イ)提案総括表（様式第5号の1、2、3）

① 提案の概要（様式第5号の1）

提案全体の概要、基本方針・実施体制（役割分担）・スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

② ESCO 事業期間における事業収支（様式第5号の2）

示された様式の各項目に対し記入すること。

③ 改修提案項目一覧表（様式第5号の3）

LED化等による年間電気料金や維持管理費等の削減予定額（率）、工事等の初期投資額、投資回収年数等を記載し、本市の投資対効果を評価すること。

(ウ)事業計画書（様式第6号の1、2、3）

① 本市の収支計画書（様式第6号の1）

本契約期間中の本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。

② 事業者の収支計画書（様式第6号の2）

本契約期間中の事業者の収支計画を作成すること。

③ 工事予算等経費計画書（様式第6号の3）

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を添付すること。

(エ) 使用機器提案書（様式第7号）

使用するLED照明器具等の仕様の詳細説明、当該LED照明器具等に関するエネルギー消費状況の評価、数値的根拠について記載すること。

LED照明器具等の仕様は、別紙「朝霞市本庁舎照明LED化ESCO事業に係る特記仕様書」に定める仕様に適合すること。また、各製品等のカタログ、パンフレット、図面等から仕様がわかるページを添付すること。

本市が指定する算出方法に基づき、既設照明器具等のLED化によるエネルギー削減予定量を算出すること。算出方法は、使用する照明器具の仕様（消費電力）、年間稼働日数及び一日あたりの平均点灯時間に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて実施すること。

※エネルギーに関する計算においては、次の換算値を使用すること。

エネルギー種別	CO2排出係数
電気	0.000457 (t-CO2/kWh)

(具体例)

- ✓ LED照明器具等の納入実績（機種ごとの累積製造・販売台数等）
- ✓ LED照明器具等の製品単品の点灯性能および省エネ性能（発光効率（lm/W）、保守率、他）に関する具体的提案
- ✓ LED照明器具等の設置による「明るさ空間の質（机上面照度分布（均斉度含む）、不快感（グレア（配光）、フリッカー（点灯周波数）など）」を改善する具体的提案
- ✓ 各種センサ、調光コントローラ、調光機能付きLED照明器具等の無線調光システムの「無線通信品質」「初期設定」「施工性」等の具体的提案
- ✓ LED照明器具等の運用改善による省エネ手法（センサ、調光制御等）の具体的提案と、電気使用量およびCO2排出量削減効果
- ✓ その他、安全面への配慮や機能向上となる具体的提案

(オ) 工事・施工の適切性に関する提案書（様式第8号）

スケジュールについて具体的に記載をし、定められた工期を確実に完了できる工

程を記載すること。

工事・施工の実施においては、工程管理・品質管理・安全管理（緊急対応含む）に関する留意点とその対策を記載すること。また、庁舎の活動への影響を低減させるための安全対策等の提案を記載すること。

(カ)維持管理等に関する提案書（様式第9号）

不具合等に早急に対応できる体制について、記載すること。

また、サービス水準向上や付加価値向上のための提案について、記載すること。

(キ)地域経済への配慮に関する提案書（様式第10号）

朝霞市内に本店または支店を有する事業者の参加について記載し、地域社会や地域経済に寄与する具体的提案を行うこと。

1.1. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定めるところによる「朝霞市本庁舎照明LED化ESCO事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、提案書等の総合的な審査を行い、本市にて最優秀提案者を決定する。

なお、審査の基準は、別紙「朝霞市本庁舎照明LED化ESCO事業 公募型プロポーザル審査要領」によるものとする。

(2) 審査の流れ

ESCO 提案の審査については、次の要領で行う。

(ア) 応募者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、審査委員会において予め朝霞市本庁舎照明LED化ESCO事業 公募型プロポーザル審査要領に記載の審査項目について事前審査を行い、原則上位3社がプロポーザルによる審査を受けることができるものとする。

(イ) プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。

(ウ) 応募者は、提案書類を基に30分を上限として口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を15分程度行う。

(エ) プレゼンテーションは、令和4年2月14日（月）を予定している。なお、日時や会場等の詳細は、応募者に別途通知する。

(オ) 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションを基に、提案内容の実行能力を審査する。

(カ) 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者

とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とし、事業費も同額の場合は、審査委員長の判断により優先交渉権者を決定する。

(キ) プレゼンテーション資料について、提案書類添付以外の資料を新たに配布することはできない。ただし、提案内容を補足する程度のもをスクリーンに映すことは可能とする。

なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、それ以外のもの（パソコン等）は、応募者が用意すること。

(3) 審査結果の通知

(ア) 審査結果は、令和4年2月中旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

(イ) 審査内容や結果に対する照会・異議申立て等は一切認めない。

(ウ) 審査結果は、本市ホームページで公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合

(イ) 提案書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 本募集要項に違反すると認められる場合

(オ) 提案書類に記載された事業費が限度額を超えている場合

12. 最優秀提案者及び優秀提案者選定後の流れ

(1) 最優秀提案及び優秀提案の選定

参加表明書、資格確認書類及び提案書類に基づき、最優秀提案及び優秀提案を選定する。

(2) 基本協定の締結

本市は、最優秀提案者を優先交渉権者として基本協定を締結する。

(3) 現地調査及び詳細設計の実施

優先交渉権者は、現地調査及び詳細設計を実施した上で、照明器具ごとの取替台数及び事業量を算出し、契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を行う。

なお、この際、提案書で提示した代表的な照明器具の単価、取付費及び撤去処分費を変

更することはできないので注意すること。

(4) 契約の締結

本市と優先交渉権者との間で協議が整えば契約を締結する。

協議が整わない場合において、現地調査及び詳細設計に要した費用は、優先交渉権者の負担とする。また、この場合において、優先交渉権者が知り得た情報を他に漏らしてはならない。

なお、協議が整わない場合は、優秀提案者と協議を行う場合がある。

(5) 工事の実施

契約を締結した受注者は、本市監督員と工事の日程等を調整し、着手時に必要な書類を提出の上、順次工事を実施する。

(6) 完了検査の実施

工事完了後、本市監督員に完了を通知し、完了検査を受け、本市職員の確認を受けること。なお、完了検査前に照明器具を使用することがある。

13. 基本協定及び契約に関する事項

(1) 基本協定

(ア) 概要

令和4年3月下旬（予定）に本市と優先交渉権者との間で基本協定を締結する。

(イ) 内容

契約締結に向けて優先交渉権者及び本市が実施する業務、契約締結に向けた双方の努力義務、契約不成立の場合の取扱いなどを定める。

(2) 契約

(ア) 概要

令和5年3月下旬に、本市と基本協定締結者との間で契約を締結する。

(イ) 内容

本事業の要領（委託金額、契約期間、LED照明設備の設置期限、委託事業の内容）を定めるほか、電気使用量削減予定額、代金の請求及び支払方法等を定める。また、引渡し及び契約不適合責任、紛争の解決等について定める。

14. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

(ア) 事業者は、募集要項、配布資料、基本協定書及び契約書に規定する諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

(イ) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、本市と事業者との両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本市と事業者との責任分担

(ア) 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

(イ) 予想されるリスクと責任分担

予想される責任分担は次表によるものとし、応募者は想定されるリスクを考慮したうえで提案をすること。

(ウ) 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、契約の締結が困難となった場合は、以下の措置を講ずるものとする。なお、契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業に係る契約書において定めるものとする。

① 事業提案書と実施計画（施工計画等）の内容が大きく乖離した場合等、優先交渉権者の責により契約できない場合は、優先交渉権者は本市に対し、それまでに要した費用を請求することができないものとする。

② 本市の責により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。

【予想されるリスクと責任分担】

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			自治体	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	安全性の確保	事業遂行に伴う施設、利用者等への安全性の確保		○
	環境の保全	事業遂行に伴う騒音、振動、高調波等環境への影響		○
	制度変更	税制の変更	○	
		法令、許認可の変更	○	○
事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○		

		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○	
	物価変動	急激なインフレ・デフレなど物価変動による計画の見直し	○	○	
	計画変更	本市の指示によるもの	○		
		事業者の調査不足、判断の不備によるもの		○	
応募コスト	事業の応募に係る費用		○		
工事・施工段階	第三者賠償	工事・施工時における第三者への損害賠償		○	
	不可抗力	天災等による設計変更、中止、延期	○	○	
	物価変動	急激なインフレ・デフレなどの物価変動による工事の見直し	○	○	
	原材料などの急激な価格高騰	新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い、世界的なサプライチェーンの影響(混乱・分断等)による原材料(LED照明器具等の本体や反射板などの金属性材料)コスト、物流コスト等の急激なコスト上昇	○	○	
	設計変更	本市の指示によるもの		○	
		事業者の調査不足、判断の不備によるもの			○
	工事遅延・未完工	本市の責による引渡しの遅延		○	
		必要な場所への立ち入り許可が下りない場合の遅延または未完工		○	○
		事業者の責による遅延			○
	工事費増額	施工段階における本市からの指示、要望によるもの		○	
事業者の判断によるもの				○	
性能	LED照明器具等の製品不良、工事・施工不良による要求仕様			○	

		不適合		
	一時的損害	引渡し前に工事目的物および既設建物、設備に生じた損害		○
	用地確保	資材置き場、休憩所の確保		○
支払	金利変動	市中金利の変動		○
	支払遅延・不能	本市の責による支払いの遅延、不能によるもの	○	
維持管理段階・ESCO契約期間	LED照明器具等の不具合（不点灯、異常・故障）	契約対象となるLED照明器具等が所定の性能を有しない場合		○
		高調波等による既設設備への影響		○
		LED照明器具等の不具合（不点灯、異常・故障）が、LED照明器具等の製品不良、工事・施工不良によるもの		○
		LED照明器具等の不具合（不点灯、異常・故障）が、故意又は過失による損害、暴動による損害、原子力による損害、地震・噴火・津波等による被害などの「不可抗力」によるもの	○	
		LED照明器具等の不具合（不点灯、異常・故障）が、「上記以外」によるもの	○	○
	原材料などの急激な価格高騰	新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い、世界的なサプライチェーンの影響（混乱・分断等）による原材料（LED照明器具等の本体や反射板などの金属性材料）コスト、物流コスト等の急激なコスト上昇	○	○
	使用電力量（エネルギー）削減効果の減少	電気料金単価の上昇に伴う使用電力量削減効果の減少	○	
		LED照明器具等の使用条件の急激な変化、設定変更のミス	○	

		や誤操作などによる点灯時間の大幅な増加による削減予定量の大幅な減少		
		上記以外の場合	○	○
保証	性能	LED照明器具等の不具合（不点灯、異常・故障）および工事・施工の不具合等による要求仕様不適合		○
		契約期間内の要求仕様不適合に伴う施設への損害および本市の運営、業務への障害		○

15. その他

新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、世界的なサプライチェーンの影響（混乱・分断等）や庁舎運営に支障が生じた場合には、別途、協議するものとする。